

**令和7年9月1日付採用
世田谷区介護保険認定事務支援員(代替) (会計年度任用職員)**

募集要項

1 職務内容

- (1) 介護認定審査会の事務局として従事すること
- (2) 介護保険の要介護(要支援)認定調査及び調査に関する事務処理等
※原則として公用の自転車を利用し訪問・調査を行います。また、パソコンを使用した入力・書類作成作業が含まれます。
- (3) その他介護保険認定事務に関し、所属長の指示する事項

2 応募資格

下記(1)から(2)に掲げる条件のいずれかを満たし、かつ(3)及び(4)を満たす方

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護支援専門員若しくは社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)に規定する社会福祉士の資格を有する方で、地方自治体において、介護保険認定事務の実務経験がある方
- (2) 介護保険認定事務支援員(代替)の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる方
- (3) 上記1の職務を遂行するにあたり、健康で職務に意欲のある方
- (4) 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない方(次頁参照)

3 勤務条件

- (1) 任用期間 令和7年9月1日から令和8年3月31日
- (2) 勤務日数 月16日(原則として、土曜日・日曜日・祝日が休みです。)
- (3) 勤務時間 1日7時間
①通常：9時から17時(休憩時間は、原則12時から13時)
※原則超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。
②介護認定審査会従事日：12時から20時(月2回程度、休憩時間1時間)
- (4) 勤務場所
砧総合支所保健福祉センター保健福祉課
所在地 世田谷区成城6丁目2番1号 砧総合支所1階
最寄駅 小田急線成城学園前駅徒歩約3分
- (5) 報酬 ①報酬月額(令和7年度現在)211,323円(地域手当相当分を含む。)
②期末・勤勉手当 一定の条件を満たす場合、期末・勤勉手当を支給
※交通費は別途支給
- (6) 社会保険等 健康保険(東京都職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険の適用あり
- (7) 公務災害補償等 公務災害補償等の適用となります。
- (8) 休暇 年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。
- (9) 身分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員(会計年度任用職員)
- (10) その他 ①地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがあります。
②勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

4 募集人員

1名

5 選考方法

第1次選考 書類選考

第2次選考 面接 令和7年8月1日（金）午後（予定）※

※面接に関する事項（集合時間や集合場所等）について、第1次選考通過者には「下記6 選考結果」と併せてご案内します。

6 選考結果

選考結果（第1次、第2次ともに）は合否に関わらず全員の方に速達で郵送します。

※第1次選考結果通知が令和7年7月30日（水）までに届かない場合は、お問い合わせください。

7 申込方法

（1）提出書類

①『世田谷区介護保険認定事務支援員（代替）採用選考申込書兼履歴書』

②『世田谷区における勤務経歴等確認票』

③『応募資格を証明する書類』

※『応募資格を証明する書類』は、次の書類のうちいずれか1点とします。

- ・介護支援専門員証(写し)
- ・介護支援専門員登録通知書(写し)
- ・介護支援専門員登録証明書(写し)

（2）提出先

下記記載の勤務場所に郵送または持参

砧総合支所保健福祉センター 保健福祉課地域支援担当	〒157-8501 世田谷区成城6丁目2番1号 砧総合支所1階
------------------------------	------------------------------------

（3）申込期間

郵送申込	令和7年7月15日（火）～令和7年7月25日（金）【必着】
持参申込	上記郵送申込期間の8時30分～17時（土・日・祝日を除く）

※ ご提出いただいた申込書類の返却はできませんので、予めご承知おきください。

※ 『世田谷区介護保険認定事務支援員（代替）採用選考申込書兼履歴書』やその他の添付書類に記載の個人情報については、世田谷区個人情報保護条例および同施行規則に基づき適正に取り扱い、世田谷区介護保険認定事務支援員（代替）採用選考および採用事務の目的を遂行するために使用します。

8 問い合わせ先

砧総合支所保健福祉センター保健福祉課地域支援担当

所在地：世田谷区成城6丁目2番1号

電話：03-3482-8193

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。